

第27回甲賀市水道事業審議会 概要報告

1. 開催日時 平成27年2月20日(金) 午後7時30分から午後9時まで
2. 開催場所 甲賀市役所甲南庁舎 1階 第1会議室
3. 議 題
 - ・会長、副会長の選任
 - ・甲賀市の水道事業概要
 - ・審議
 - ①平成26年度甲賀市水道事業会計決算見込について
 - ②平成27年度甲賀市水道事業会計予算(案)の概要について
 - ・会議内容の公開、非公開の決定について
4. 公開又は非公開の別 公開
5. 出席者
 - 委 員 松山委員、村山委員、林委員、神山委員、青木委員、森田委員、
風岡委員、奥村委員、大治委員、植西委員 以上10名
 - 中嶋市長 (途中 退席)
 - 事務局 上下水道部 部長 川嶋、次長 中島
上水道課 課長 中、参事 富田、経営係長 松井、主査 緩利
上下水道料金課 課長 林口、課長補佐 掛田
6. 傍聴者数 0人
7. 会議資料
 - 資料1 甲賀市水道事業概要
 - 資料2 平成26年度甲賀市水道事業会計決算見込の概要
 - 参考資料 年度別収納状況
 - 資料3 平成27年度甲賀市水道事業会計予算(案)の概要
 - 平成27年度工事予定箇所及び位置図
 - 上水道年度別事業計画

8. 議事の概要

○会長、副会長の選出

甲賀市水道事業審議会条例第4条第1項の規定に従い、審議会委員の互選により、審議会の会長、副会長を選任。

その結果、会長に松山委員、副会長に村山委員が選任されました。

○出席委員数の報告

出席委員は10名で、全員出席であることから、甲賀市水道事業審議会条例第5条第2項の規定により、会議が成立していることを事務局から報告。

○甲賀市水道事業概要

事務局 資料1に基づき説明

(質 疑)

委 員 財政収支状況(P3)の平成23年度のところで、累積欠損金が前年の累積欠損金と23年度の純損益を加味したものが23年度の累積欠損金になり、430,611千円になるのではないのでしょうか。

事務局 平成22年度の累積欠損金から23年度の当年度純利益を差し引きしても数字が合わないというところですが、利益積立金を平成23年度に17,182千円を取り崩しております。その分が収益的収入と収益的支出にはあがってきておりません。その部分を差し引きしますと平成23年度末の累積欠損金は413,429千円となります。

委 員 合併したのが平成16年で、16年から23年までは利益積立金の勘定はどこにあったのですか。

事務局 貸借対照表の積立金のところに計上しておりました。

委 員 業務量の有収率87.54%というのは、一般的に水道事業ではこのあたりの数字なのでしょう。特に甲賀市の場合が良いのか平均なのか、こういった数字にあたるのでしょうか。

事務局 類似団体の平均が平成25年度で87.88%、類似団体は別として全国の平均が89.97%です。そのようなところから見ますと甲賀市は若干下回っている現状です。

○審 議

事務局 ①平成26年度甲賀市水道事業会計決算見込について
資料2、参考資料 年度別収納状況に基づき説明

(質 疑)

委 員 不納欠損金ですが、24年度から25年度にかけて、また25年度から26年度にかけても欠損額が大幅に減少していますが、これは特別に何かをされたのですか。

事務局 不納欠損につきましては、お亡くなりになられたり、または破産されたりと、そして一番多いのは行方不明になってしまうというケースが多々あります。23年度、24年度につきましては、大口の破産の件数が多くて不納欠損として処理いたしました。25年度、26年度につきましては、破産も一部ありますが、多くが行方不明、外国人の方が海外へ帰られたとか、そういった部分での不納欠損です。

事務局 ②平成27年度甲賀市水道事業会計予算(案)の概要について
資料3に基づき説明

(質 疑)

委 員 収益的収支の収入で、水道料金、他会計からの補助金と、それ以外にどのような項目がありますか。水道料金が2,573,300千円、他会計からの補助金が113,900千円、そうするとその他の項目が400,000千円～450,000千円ほどあると思いますが。大きい項目だけで結構です。

事務局 営業外収益ということで、長期前受金戻入で、減価償却見合い分を収益化しております、それが422,000千円です。その他は定期預金の利息が約3,600千円です。

委 員 資本的収支で、最終的に調整というか、予算要求する順番からいったら、決まっている額はどれになるのですか。例えば補償金はこれだけしかない、また、補助金とその他の補助金がありますね。一般会計からの出資金というのも最高どこまであるのか。最終的に調整されていくのはどこですか。

事務局 補助金とその他補助金は事業見合い分ですので決まっています。工事分担金についても同様のことが言えまして、下水道事業に伴うもので、それに見合う分です。消火栓についても決まっています。一般会計からの出資金については、合併特例債事業につきましては、隠岐と寺庄間を結ぶ事業を、旧町間を結ぶということで合併特例債対象事業となっておりますので、これについても事業費の半分ということで、これも決まっています。最終的には起債の上限額が450,000千円と予算で決定したら、その中で調整をします。ただ、それ以上を一般財源に求めるとか、それ以上の収入があるというわけではないので、不足分については内部留保資金を充てることとなります。

委 員 その場合、企業債の上限は450,000千円で、その対応として支出のほうで企業債の償還が397,000千円で、実際使えるのは差額だけなんですね。そうすると、ここですでに資本的支出が抑えられてしまうんですよ。

事務局 450,000千円を満額借り入れることはまずないですけど、同じような負担を平均的にするというので起債借入を行っておりますので、当然その償還部分は考えながら借入は行っております。昨年ですと、起債は前年度比18,000千円増ということで、昨年については432,000千円ということで、当該年度に行う事業によって、また収入によって企業債を調整することになりますので、できる限り償還金との調整は図っていくということで、注意をして予算編成をしています。

委 員 事業規模もかなり制約されてしまうんですね。どういう工事をやるかによって見返りの部分が若干変わってくる部分があるのですか。

事務局 下水の工事で全て工事分担金がもらえたらありがたいんですが、やはり水道の単独でやらなければならない部分があります。

委 員 この審議会に参加させてもらって、この予算案の内容に「老朽管路の更新整備」と初めてしっかりと文章に書かれたことが、やってきた甲斐があるな、という気がしてお

ります。

委員 水道事業は企業会計ですね。損益計算書や貸借対照表は作られているんですか。

事務局 予算のときは27年度末の見込みということで貸借対照表を作っています。

○会議内容の公開、非公開の決定について

事務局 会議の内容の公開、非公開ということで、議事録も含めまして公開をしていきたいと思えます。事務局といたしましては本日の資料、会議内容で非公開にしなければならないようなことは見当たらないと思っております。それでよろしいでしょうか。

会長 未収金の関係で個人情報が出る場合があります。その時には皆の総意でもって非公開にしたらどうかと思えます。

事務局 わかりました。本日の資料の中にも個人名は出ておりませんので、公開ということで進めさせていただきます。

以上